●経営資本強化資金（資本性劣後ローン）　ご融資手続きの流れ

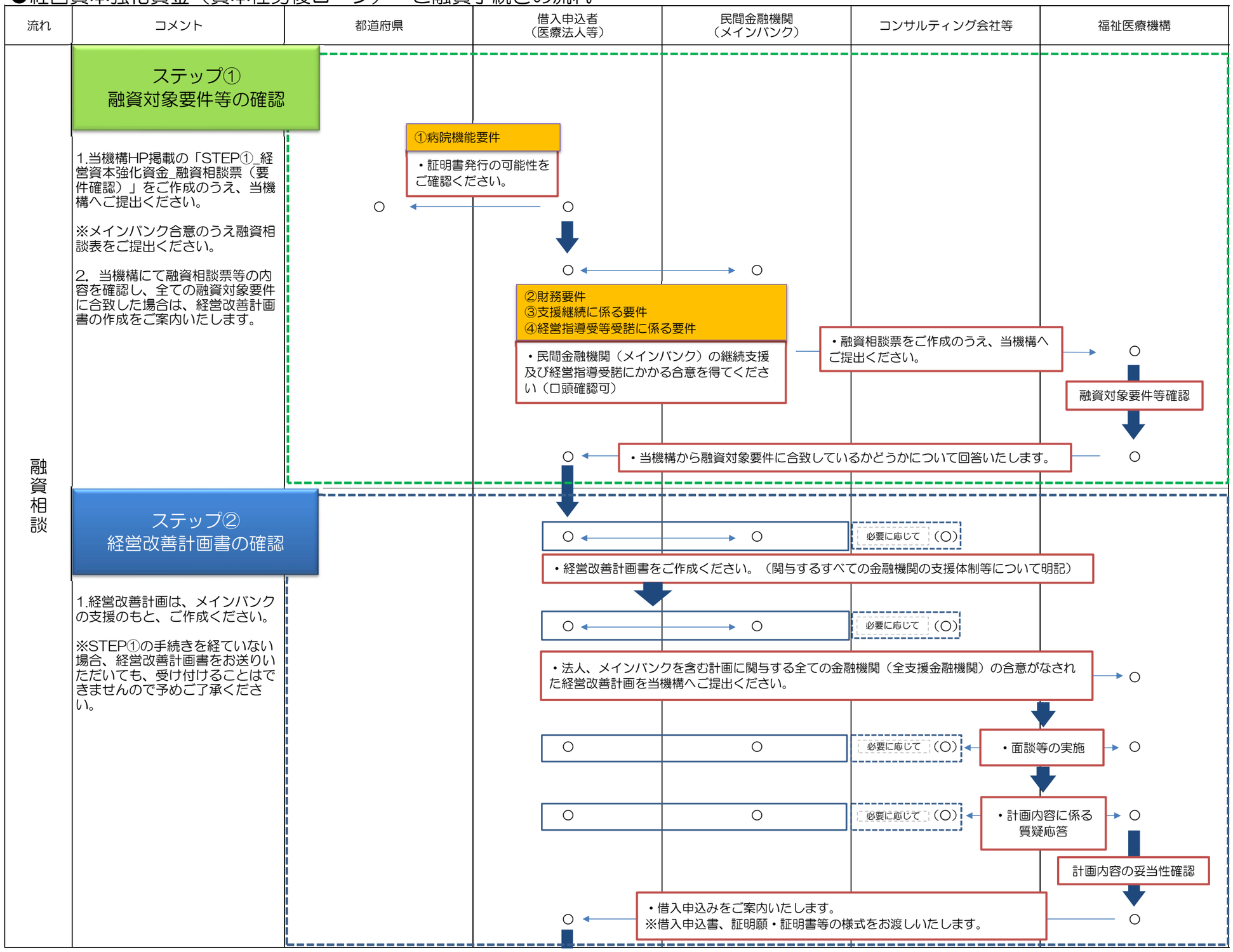

流れ	コメント	都道府県	借入申込者 （医療法人等）	民間金融機関 （メインバンク）	コンサルティング会社等	福祉医療機構
借入申込	1.借入申込書、証明願・証明書等の様式は、経営改善計画書の妥当性の確認後に当機構からお送りいたします。 2. 経営改善計画にかかる合意書は、まずはメインバンク分をご提出ください。 　経営改善計画に関与するその他の金融機関分の合意書については、当機構との金銭消費貸借契約手続きまでにご提出いただきます。	○ ・証明書発行	○ ○ ○	・経営改善計画にかかる合意書発行（メインバンク分） ○ ・借入申込書をご作成のうえ、ご提出ください。		○
審査	1. 経営改善計画書について、STEP②で当機構から確認させていただいた事項に加えてご質問させていただく場合がございます。 2. 審査内定となった場合は、借入申込者あて書面にて貸付内定通知書をお送りいたします。 　なお、審査の結果、個別の内定条件が付される場合がございます。		○	・審査内定となった場合は貸付内定通知書を送付いたします。 　※契約、資金交付関係書類を同封いたします。		機構内審査手続き ○
契約・資金交付	1. 貸付内定通知書に契約及び資金交付関係書類を同封いたしますので、記名、押印等の手続きをお願いいたします。		○ ○	・契約、資金交付関係書類をご提出ください。 ・経営改善計画にかか全支援金融機関分の合意書をご提出ください ・資金交付		○ ○
モニタリング	1. 年１回の当機構への事業報告による決算書等の提出に加え、原則半期に１回、経営改善計画の進捗および支援金融機関による経営支援状況等をご報告いただきます。 2. 計画の進捗状況に応じて、経営改善計画書の再策定をお願いする場合がございます。		○ ○ ○	年に１回の決算書等の提出 ○ ○	必要に応じて（○） 必要に応じて（○）	○ 原則、半期に１回定期報告 ○ 計画の進捗に応じて計画再策定 ○